

【ABC 消費者情報 Vol. 69】

◎「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブルにご注意を！

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理工事契約についての相談が寄せられています。

■相談事例

○「自己負担なしで屋根の修理ができる」と勧誘があり、パンフレットのようなものを見せられた。訪問した業者は「火災保険を使えば、代金、報酬は支払わなくてもいい」と言う。不審だと思い自分が契約している保険会社に問い合わせると「そんなことはできない」との回答であった。

■アドバイス

○自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法です。最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。

○他県では、工事内容がずさんだったり、必要のない修理までされたり、契約を結んだものの保険金が下りなかったりする等のトラブルが起きています。

○自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、業者を選ぶようにしましょう。

○困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611